

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2021年3月30日
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 武内 博文
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	052-446-6100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 杉山 英史
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	052-446-6100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 杉山 英史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2021年3月25日開催の当社第13期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案） >

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
渡邊 修造、土屋 裕弘を取締役に選任するものであります。

< 株主提案（第3号議案から第5号議案及び第7号議案） >

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
武内 博文、土屋 裕弘、渡邊 修造を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名解任の件
監査等委員である取締役の牧 真之介、縣 久二、野元 学二の解任を求めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
柿沼 佑一、石井 幸佑、宇津 恵を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
高木 明を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

なお、2021年3月25日開催の取締役会決議に基づき、会社提案による第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」の一部を撤回し、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」とするとともに、第2号議案「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」の上程を撤回いたしました。株主提案による第6号議案「補欠の監査等委員である取締役1名解任の件」につきましては、提案株主より撤回する旨の連絡を受け、上程を撤回いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件				（注）1	
渡邊 修造	102,662	40,658	-		可決 71.63
土屋 裕弘	103,049	40,271	-		可決 71.90

< 株主提案（第3号議案から第5号議案及び第7号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件				（注）1	
武内 博文	122,689	20,715	-		可決 85.55
土屋 裕弘	103,049	40,271	-		可決 71.90
	渡邊 修造	102,662	40,658	-	可決 71.63
第4号議案 監査等委員である取締役3名解任の件				（注）2	
牧 真之介	123,144	20,274	-		可決 85.86
縣 久二	123,195	20,223	-		可決 85.90
	野元 学二	123,201	20,217	-	可決 85.90
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				（注）1	
柿沼 佑一	123,217	20,191	-		可決 85.92
石井 幸佑	123,190	20,218	-		可決 85.90
	宇津 恵	123,154	20,254	-	可決 85.88
第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				（注）1	
高木 明	123,157	20,261	-		可決 85.87

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．第2号議案及び第6号議案は、議案の上程を取り下げたため、議決権数の集計をしておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上